

令和7年度第3回原町区地域協議会（書面開催）会議録

日 時：令和7年7月30日（木）～8月6日（木）
7月30日に開催予定であったところ、津波警報が発令されたため、書面にて開催した。
8月22日に開催する第4回原町区地域協議会において意見への回答を報告する。

1 議事

（1）報告事項

【資料1】南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）に係るパブリックコメント手続について（こども育成課）
・提出意見：6件

【資料2】未利用公共施設等利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について（公有財産管理課）
・提出意見：2件

南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について（こども育成課）
委員意見・担当課回答

名簿番号	役職	氏 名	「南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）」についてパブリックコメントの手続を実施する件について（こども育成課）	回 答
1	会長	平間 勝成	<p>1、医療時ケア児や障害のある子どもの受け入れ態勢はどうなっているか。 2、保育士の雇用と待遇はどうなっているか。 3、保護者の利用料はどうなっているか。</p>	<p>1、利用認定時に医療的ケアを必要とする子どもを把握した場合、面談等により子どもの特性や状態、保護者の状況等について丁寧に把握した上で、医療的ケアへの対応や受け入れの可能性について検討を行います。医療的ケアを必要とする子どもの受け入れに当たっては、関係機関や保護者の理解・協力が欠かせませんので、子ども一人ひとりの特性や状態に応じた支援が行われるよう、関係機関との連携体制を構築してまいります。</p> <p>2、令和6年度及び令和7年度は、利用定員の利用可能枠の中で実施しており、子ども誰でも通園制度の実施にあたり、保育士は雇用していない状況です。実施における保育士の雇用は、実施事業者が行います。令和8年度以降は給付制度となる予定ですので、実施施設に対して、園児1人あたりの単価に応じ、給付される予定です。</p> <p>3、令和7年度の実施において、国が示した要綱では、保護者負担を1時間あたり300円程度を標準としていますが、令和8年度以降の利用料については、国から示されておりません。制度開始に向け、検討してまいります。</p>
2	副会長	志賀 ゆかり	職員（保育士、事業従事者）については、人員が不足しないように対応していただきたい。	令和7年度の公立施設での実施では、利用定員の利用可能枠の中で実施しておりますが、令和8年度以降についても、実施施設と情報共有しながら、人材が不足しないよう取り組んでまいります。
5	委員	坂下 悅子	<p>意見なし（記載あり）</p> <p>南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）等、事業概要そのものに意見はありません。</p> <p>ただ、現在子育て支援センター等で行っている「一時預かり事業」と対象者や目的が異なってはありますが、類似する部分があると思います。</p> <p>そのすみわけについて、利用される市民の方が申請される際迷わないうような周知をお願いしたいと思います。</p>	<p>一時預かり事業は、保護者のリフレッシュや通院等の保護者の都合によるものです。一方子ども誰でも通園制度は、保護者の都合ではなく、お子さんが家庭とは異なる環境や、家族以外の人と関わる機会を得られ、同年齢の子どもと触れ合うことができることのための制度です。</p> <p>周知について、市ホームページや乳幼児健診時等にリーフレットを配布する予定です。利用の際は、丁寧に説明し、周知をしてまいります。</p>

名簿番号	役職	氏 名	「南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）」についてパブリックコメントの手続を実施する件について(こども育成課)	回 答
9	委員	鎌田 文代	<p>(質問2件) 【質問1】 受け入れ施設について・居室設備面積基準について、それぞれ国が定める基準からすでに在園児が定員に達しており、保育室で過ごしている現状では誰でも登園で受け入れるお子さんについては別室での預かりとするならば、その別室にベッドや調乳室、ほふく室が設けられていない場合は改修が必要と考えるが見解を伺う。また、改修に対する補助は市で考えているのか併せて伺う。</p> <p>【質問2】 以前にも別途会議で質問して明確な回答がなかったので再度質問するが、0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもたちを受け入れる際、現在も保育士が余裕なく働いている状況下では新たに職員を採用することになるが、資格として市町村長が行う研修を修了した者と記してあるが、そのような人を採用した場合の入件費はどうなるのか伺いたい。</p>	<p>1、専用室で乳児を預かる場合、調乳設備等が必要になると考えられます。令和7年度においては、こども誰でも通園を実施するために必要な改修に対し、国の補助事業があります。補助割合としては、国1/2、市1/4、事業者1/4となっております。 また、令和8年度以降の補助事業については、まだ詳細が示されておりませんので、示された際には、お知らせいたします。</p> <p>2、令和8年度以降は給付制度となる予定のため、私立施設で実施した場合、利用者1人あたりの単価を基に給付される予定です。金額が国から示された際には、お知らせいたします。</p>
13	委員	鈴木 香織	<p>意見なし（記載内容） 意見ではないですが「子ども誰でも通園制度」に関する所見</p> <p>「子ども誰でも通園制度」は、子育て世帯の多様なニーズに応える有意義な制度であり、南相馬市としても積極的に取り組むべき施策であると考えますので賛成です。</p> <p>近年、移住促進により本市でも単身世帯や共働き家庭が増加傾向にあります。それに伴い、「子どもを預けたくても預け先が見つからない」といった声が多く寄せられていると思います。本制度の導入により、家庭の状況にかかわらず一時的に保育施設を利用できるようになることで、保護者の育児負担や精神的な孤立感の軽減が期待されると感じます。</p> <p>また、育児に伴うストレスや不安の緩和に寄与し、地域全体で子どもと家庭を支える体制づくりにも資するものと考えます。市が進める子育て支援政策の一環として、「子育てにやさしいまち・南相馬」を体現する施策であると評価しております。</p> <p>一方で、本制度の導入にあたっては、「育児を担う責任感の希薄化」など、子育てに対する意識の低下を助長しないよう、丁寧な制度設計と周知が求められます。単なる利便性の提供にとどまらず、親子関係の形成や家庭教育の重要性を同時に啓発していくことが必要と感じました。</p>	<p>こども誰でも通園制度は、保育施設等に通園していないお子さんを対象に、保護者の就労の有無に関わらず利用できる制度です。こどもたちが家庭とは異なる環境で同年齢のこどもと触れ合い、在宅では得られない経験や多様な人と関わる機会を通じ、心身の健やかな成長・発達にも良い影響が期待されます。</p> <p>制度開始にあたり、保護者への丁寧な説明を行い、実施施設と情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、在宅で子育てをする保護者の中には、孤立感や不安感を抱えながら子育てする場合もあり、専門的な知識や技術を持つ保育士と関わることで、不安解消につなげることが可能となります。「孤立した育児」の中で、不安や悩みを抱えている保護者に対し、親子関係の形成や家庭教育の重要性についても、寄り添った対応をしてまいります。</p>

名簿番号	役職	氏 名	「南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）」についてパブリックコメントの手続を実施する件について（こども育成課）	回 答
14	委員	藤原 ヒロ子	<p>・資料1-1 利用時間…（令和7年度は月10時間を上限）と記載されていますが、上限月10時間となった理由はどのように決められたのでしょうか。</p> <p>・資料1-1 利用料…事業所が直接徴収することを想定の所に具体的に1時間につきの利用料金を（利用者は）記載があれば安心できるのではと思いますが如何でしょうか。</p> <p>・資料1-1 職員の配置基準 0歳児概ね3人につき1人のところは1人以上なのですね。</p>	<p>1、こども誰でも通園制度は、「こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としています。利用時間について、国では月10時間を基準としており、家族以外の人と関わる機会が得られ、同年齢のこどもと触れ合いながら家庭では得られない様々な経験ができ、良質な成育環境を提供するために必要な時間とされています。</p> <p>2、令和7年度の実施において、国が示した要綱では、保護者負担を1時間あたり300円程度を標準としていますが、利用料金は施設で設定することができるため、金額は記載しておりません。令和8年度以降の利用料金については、制度を開始する際に周知してまいります。</p> <p>3、ご指摘のとおり、0歳児概ね3人につき1人のところは3人につき1人以上です。</p>

未利用公共施設等利活用促進条例(素案)に係るパブリックコメント手続の実施について（公有財産管理課）
委員意見（回答を要する質問なし）

名簿番号	役職	氏名	未利用財産利活用促進条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について（公有財産管理課）
2	副会長	志賀 ゆかり	利活用促進については、期待するところである。ただし、資格要件を満たしていたとしても、地域性、周辺住民への影響等十分考慮し、適用事業者の精査は適宜すべきだと考えます。
14	委員	鈴木 香織	意見なし（記載あり） よく言われていると思いますがパブリックコメント制度は、行政による施策決定の過程に市民の意見を反映させる重要な手段ですが、単なる形式的な手続きとなっては意味を成さないと感じています。失礼な言い方ですみません・・・